

築上町議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項①までの規定に基づき、築上町議会議員（以下「議員」という。）の②町政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

- ① 第1条第1項 第16項の次に「まで」を加えた。
- ② 第1条第1項「町政に関する調査研究」を「町政に関する調査研究その他の活動」にした。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、議員の職にある者に対し交付する。

(交付額)

第3条 政務活動費は、毎年度4月1日に在職する議員に対し月額20,000円を上限とし交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの額を上限とし交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度の途中において、選挙（繰上補充又は再選挙による場合を含む。）により議員となった者に対する政務活動費は、議員となった日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たるときは、当月とする。）から年度末までの額を上限とし交付する。

(交付申請)

第4条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、4月15日までに別に定める様式により政務活動費交付申請書（以下「交付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 年度の途中において、選挙（繰上補充又は再選挙による場合を含む。）により議員となった者が政務活動費の交付を受けようとするときは、任期開始の日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たるときは、当月）15日までに交付申請書を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定により議員から①交付申請のあった政務活動費の

内容を審査し、必要な経費と認めた額を交付決定し、別に定める様式により議員に通知しなければならない。

① 第5条第1項「申請」の前に交付を付け加え「交付申請」とした。

(交付請求及び交付方法)

第6条 議員は、前条の規定による通知を受けた後、別に定める様式により当該分の政務活動費を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第7条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請・陳情、各種会議への①参加などにより町政の課題及び町民の意識を把握し、町政に反映させる活動及び地域住民の福祉増進を図るために必要な活動等に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。ただし、交通費については、築上町旅費に関する条例（平成18年築上町条例第43号）に準ずるものとするが、宿泊費については実費とし、その上限については築上町旅費に関する条例に定める額とする。

① 第7条第1項「参加等」を 「参加などにより」に修正した。

(報告書等の提出)

第8条 調査研究、研修、要請・陳情等の場合は、議長に事前に政務活動出張届出書を提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた議員は、その年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書並びに調査研究その他の活動に係る報告書（以下「報告書等」という。）を別に定める様式により①領収書又は支出を証すべき書面を添えて、年度終了日の翌月の15日までに議長に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、議員が、任期満了、辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合には、議員でなくなった日の属する月までの報告書等を議員でなくなった日の翌日から起算して15日以内に②領収書又は支出を証すべき書面を添えて、議長に提出しなければならない。ただし、議員でなくなった事由が死亡による場合にあつては、その相続人が報

告書等を提出するものとする。

4 議長は、前2項の規定により提出された報告書等の写しを、別に定める様式により町長に送付しなければならない。

- ① 第8条第2項「領収書その他の支出を証すべき書面」を「領収書又は支出を証すべき書面」に修正した。
- ② 第8条第3項「領収書その他支出を証すべき書面」を第2項と同じ文言の「領収書又は支出を証すべき書面」に修正した。

(議長の調査)

第9条 議長は、前条の規定により報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに使途の透明性の確保に努めるものとする。

(政務活動費の返還)

第10条 政務活動費の交付を受けた議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において政務活動費による支出(第7条の規定する政務活動費を充てることのできる経費の範囲に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を年度終了月の翌月の15日までに返還しなければならない。なお、議員が当該残余の額に相当する額の政務活動費を期日までに返還しない場合、町長は当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を議員に命じ、築上町ホームページ、広報ちくじょう等で①公表するものとする。

2 町長は、議員がその年度において交付を受けた政務活動費の支出で、第7条に規定する政務活動費を充てることのできる経費の範囲を逸脱した支出、又は明らかに不適切な支出が判明した場合、期日を定めて政務活動費の返還を命じることができる。なお、期日までに返還に応じない場合は、築上町ホームページ、広報ちくじょう等で②公表するものとする。

3 町長は、政務活動費の交付を受けた議員が、年度途中において議員の辞職、

失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、当月）から（年度の途中において議員の任期が満了する者については任期満了日の属する月）の額の政務活動費の交付を受けた者又はその相続人は、速やかに返還しなければならない。なお、速やかに返還しない場合、町長は当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命じ、築上町ホームページ、広報ちくじょう等で③公表するものとする。

①②③ 第10条第1項、第2項、第3項「情報公開する」を「公表する」に修正した。

（報告書等の保存及び公開）

第11条 第8条の規定により提出された①報告書等（領収書又は支出を証すべき書類を含む。）は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 ②前項の報告書等の公開請求については、築上町情報公開条例（平成18年築上町条例第13号）の規定に基づき、議長に対して求めることができる。

① 第11条第1項「報告書等、領収書その他支出を証すべき書類は」を「報告書等（領収書又は支出を証すべき書類を含む。）は」に修正し、②第11条第2項「前項の報告書等」の公開請求については「領収書又は支出を証すべき書類」も含むことを明記した。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 令和4年度の政務活動費の交付は、第3条第1項の規定にかかわらず、施行期日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たるときは当月）からの月額を上限として交付する。

- 3 令和4年度の政務活動費の交付を受けようとする議員は、第4条第1項の規定にかかわらず、施行期日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たるときは当月）15日までに、交付申請書を提出しなければならない。

別表（政務活動費に充てることができる経費の範囲）（第7条関係）

項目	内容
調査研究費	議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、宿泊費等）
研修会費	議員が研修会、研究会等を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研修会、研究会等に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、宿泊費等）
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費（交通費、宿泊費等）
資料作成費	議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代、翻訳料等）
資料購入費	議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する費用
その他の経費	上記以外の経費で議員の行う調査研究活動等に必要な経費

多くの貴重なご意見を頂き誠に有難うございました。